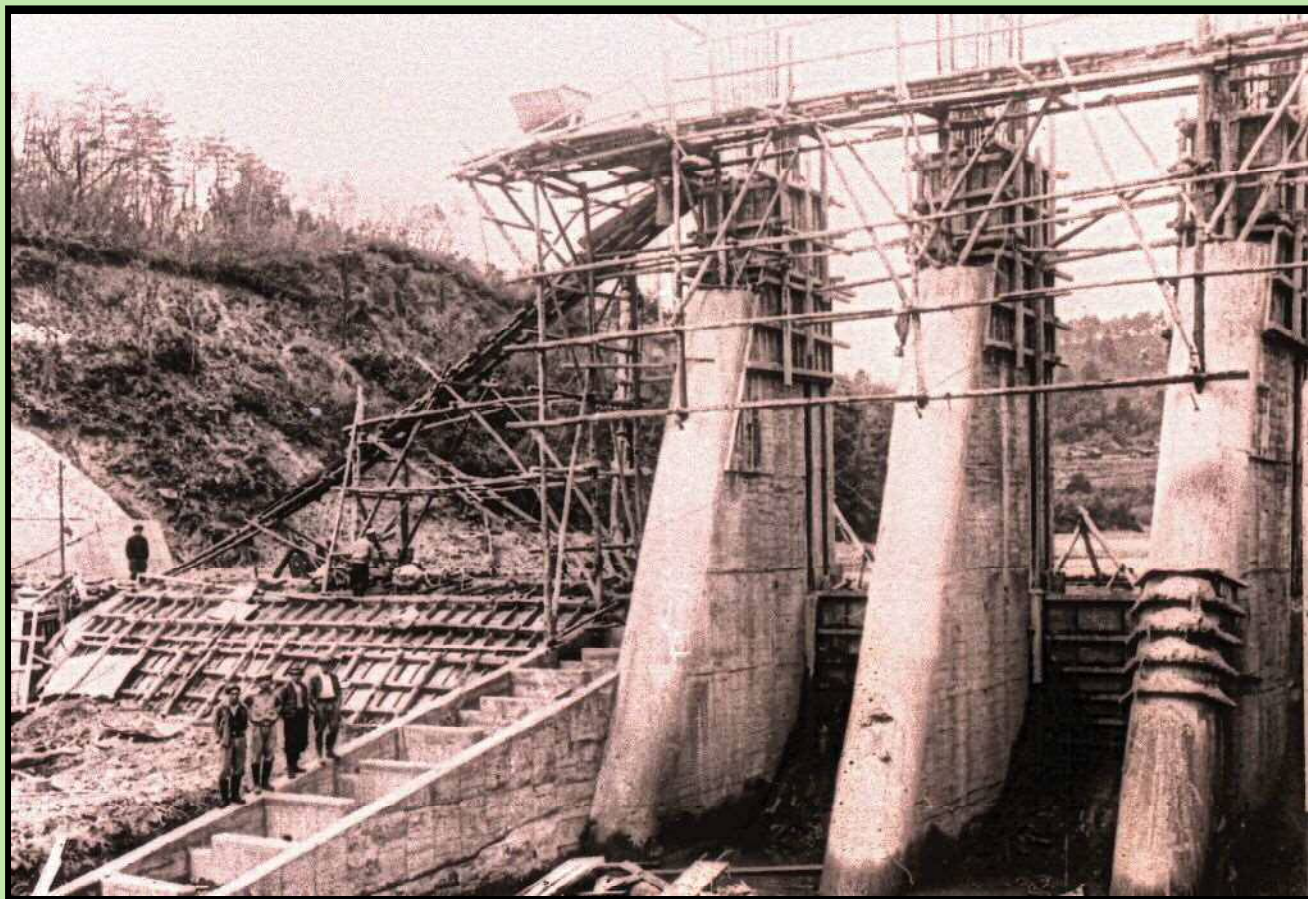


# 清流

平成28年8月1日発行

平成 28 年度

  
みどり  
水士里ネット  
安曇川沿岸  
(安曇川沿岸土地改良区)  
第28号



安曇川合同井堰建設当時（昭和30年頃）

## 目次

- ◆ 理事長挨拶、総代会について ..... 2
- ◆ 一般会計平成26年度決算、平成28年度予算について  
平成28年度連絡調整員の紹介について ..... 3
- ◆ 台風18号合同井堰災害復旧事業について  
末端かんがい用水路整備事業の補助交付金について ..... 4
- ◆ 平成27年度事業完了地区・平成28年度実施予定事業について  
県営かんがい排水事業等について ..... 5
- ◆ お知らせ、その他 ..... 6

## ごあいさつ

理事長 川島 平

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

さて、最近の農業を取りまく情勢は厳しい状況が続いております。特に今年2月に調印が行われましたTPPは農業に深刻な影響を与えることが心配されています。国において国内対策が示されておりますが、農家の不安は払拭されていないと考えます。今後国会での承認手続きが行われることとなりますが、農業を担う組合員の皆様や土地改良区にとって、さらに厳しい時代になることが懸念されます。

今年の灌漑用水につきましては、田植え時期は比較的安曇川の水量も一定安定しておりましたが、その後の晴天続きで取水量も厳しくなり、6月中旬には交互送水により対応させて頂いております。今後とも異常気象や安曇川の河床低下、また農作業時期の集中化により用水不足が続くものと思われれます。組合員皆様の節度ある取水にご協力頂きますようお願いいたします。

現在進めている施設の整備状況につきましては、25年9月の合同井堰の災害復旧工事は3ヶ年に及ぶ工事が全て完了致しました。また幹線用水路では、左岸では上古賀・下古賀で、右岸では長尾・田中で県営事業として継続して改修整備を進めています。地元関係者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

今後とも、当改良区の適切な管理運営並びに施設の効果的な維持管理に役職員一同取り組んで参りますので、組合員各位の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 第66回通常総代会を開催

平成28年3月12日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の12議案が全て原案どおり可決決定致しました。

### 【総代会提出議案】

- 議案第1号 平成27年度一般会計収支補正予算第3号について
- 議案第2号 平成27年度地区除外決済金特別会計収支補正予算第2号について
- 議案第3号 平成28年度安曇川沿岸土地改良区事業計画について
- 議案第4号 地区除外決済金算定基準の変更について
- 議案第5号 平成28年度役員報酬について
- 議案第6号 平成28年度組合費の賦課徴収方法について
- 議案第7号 歳計現金の預入先について
- 議案第8号 一時借入金について
- 議案第9号 長期借入金について
- 議案第10号 平成28年度一般会計収支予算について
- 議案第11号 平成28年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 議案第12号 平成28年度退職給与積立金特別会計収支予算について





平成 26 年度 一般会計収支決算の報告をいたします  
(平成 27 年 10 月 24 日 (土) 第 84 回臨時総代会が開催され、可決されました)

◆収入 309,018,700 円

	決算額	予算額	増 △減
1. 組合費	50,458,840 円	49,761,000 円	697,840 円
2. 借入金	14,400,000 円	14,400,000 円	0 円
3. 補助金	148,991,390 円	148,913,000 円	78,390 円
4. 交付金	0 円	1,000 円	△1,000 円
5. 雑収入	1,410,841 円	719,000 円	691,841 円
6. 財産収入	0 円	1,000 円	△1,000 円
7. 繰入金	75,699,633 円	75,712,000 円	△12,367 円
8. 繰越金	18,057,996 円	17,947,000 円	110,996 円

◆支出 304,979,990 円

	決算額	予算額	増 △減
1. 事務所費	19,579,347 円	20,027,000 円	△447,653 円
2. 維持管理事業費	162,437,807 円	163,026,000 円	△588,193 円
3. 償還金	3,671,304 円	3,725,000 円	△53,696 円
4. 負担金	22,502,446 円	22,512,000 円	△9,554 円
5. 財産費	92,040,103 円	92,040,470 円	△367 円
6. 諸 費	4,748,983 円	5,129,000 円	△380,017 円
7. 予備費	0 円	994,530 円	△994,530 円
8. 繰越金	0 円	0 円	0 円

収 入 309,018,700 円 支 出 304,979,990 円  
差引額 4,038,710 円を平成 27 年度へ繰越いたしました

平成 28 年度 一般会計収支予算の報告をいたします  
(平成 28 年 3 月 12 日 (土) 第 66 回通常総代会が開催され、可決されました)

◆収入 89,065,000 円

	本年度予算額	前年度予算額	増 △減
1. 組合費	49,597,000 円	49,700,000 円	△103,000 円
2. 借入金	10,000,000 円	11,600,000 円	△1,600,000 円
3. 補助金	10,172,000 円	85,443,000 円	△75,271,000 円
4. 交付金	14,220,000 円	3,600,000 円	10,620,000 円
5. 雑収入	724,000 円	720,000 円	4,000 円
6. 財産収入	1,000 円	1,000 円	0 円
7. 繰入金	3,127,000 円	6,112,000 円	△2,985,000 円
8. 繰越金	1,224,000 円	541,000 円	683,000 円

◆支出 89,065,000 円

	本年度予算額	前年度予算額	増 △減
1. 事務所費	18,039,000 円	18,927,000 円	△888,000 円
2. 維持管理事業費	38,006,000 円	25,043,000 円	12,963,000 円
3. 償還金	3,837,000 円	3,717,000 円	120,000 円
4. 負担金	18,014,000 円	17,494,000 円	520,000 円
5. 財産費	5,063,000 円	84,771,000 円	△79,708,000 円
6. 諸 費	5,106,000 円	6,765,000 円	△1,659,000 円
7. 予備費	1,000,000 円	1,000,000 円	0 円
8. 繰越金	0 円	0 円	0 円

平成 28 年度  
連絡調整員の紹介 (敬称略)

組合員の皆様には、連絡調整員様より、配布物の送付やご連絡をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

安曇川町

下古賀	北 川 佑 一	北 出	石 島 一 明
上古賀	嶋 本 昌 知	三尾里	土 井 健 司
長 尾	平 野 巖 二	西万木	上 原 茂 昭
中 野	澤 井 利 治	五番領	小 宮 長 茂
南古賀	北 村 都喜夫	馬 場	伊 藤 功
南 市	平 井 元 野	三重生	三 生 一 郎
下ノ城	横 井 竹 三	庄 堺	熊 谷 良 也
仁和寺	村 山 雅 和	上 寺	横 井 栄 幸
三 田	馬 淵 敏 男	十八川	枝 勇
佐 賀	内 藤 勇	青 柳	柴 田 敬 三
沖 田	前 川 和 博		

新旭町

新 庄	多 胡 豊 章	今 市	栗 原 勝 彦
川原市	岡 田 芳 彦	平 井	宮 川 明 宏
井ノ口	多 谷 一 郎	田 井	川 島 伊 士 郎
安養寺	山 崎 隆	森	内 藤 安 浩
北 畑	清 水 文 和	堀 川	森 田 一 男
藁 園	清 水 和 昭	山 形	八 田 正 之
太 田	久 米 豊 一	霜 降	山 川 克 則
深 溝	中 村 憲 一		
針 江	森 田 幸 則		
五十川	神 田 喜 彦		
辻 沢	足 立 功		



## 平成 25 年度 台風 18 号豪雨

## 安曇川合同井堰災害復旧事業

平成 25 年 9 月 15 日～ 16 日の台風 18 号豪雨により、当改良区が管理しております安曇川合同井堰固定堰の底が抜けるなど、非常に大きな被害を受けました。

前年度までに固定堰上流部工事（1 期工事）、固定堰下部及び下流部の復旧工事（2 期工事）が完了し、平成 28 年 3 月に下流部の護床ブロック設置工事（3 期工事）をもって、安曇川合同井堰の復旧工事は全て完了いたしました。



台風 18 号豪雨（H25.9.15～16）

### 3 期工事（下流部の護床ブロック設置工事）



① 護床ブロック流出状況



② 護床ブロック設置



③ 工事完了

#### 末端かんがい用水路整備事業の補助金交付について

安曇川沿岸土地改良区では、地区内の受益者が加入している集落自治会・集落農事（農業）組合・農事改良組合を対象に、用水路の整備補修に係る事業費に対して補助金を交付しております。

【対象者】 安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体  
《集落自治会・集落農事（農業）組合・農事改良組合》

【対象事業】 上記対象者が施工した 1 事業の事業費が 20 万円以上の事業

※ただし、多面的機能支払交付金等の補助事業で施工される場合は対象外となります。

【対象経費】 用排水路の整備補修に係る事業費

【補助率】 対象経費の 30%以内

【限度額】 40 万円以内

※ 補助金は予算の範囲内で補助事業者に対し補助するものとします。

※ 補助金の交付には、事前に書類の提出が必要です。

詳細は安曇川沿岸土地改良区までお問い合わせください。（電話：33 - 0009）



**平成 27 年度 事業完了地区**

**土地改良施設維持管理適正化事業**

**天川余水吐水門改修工事  
安曇川町上古賀地先**

工事概要：ステンレス製ラック式スライドゲート  
(幅) 1.5 m × (高さ) 0.6 m × 1 門



**平成 28 年度 実施予定事業**

**土地改良施設維持管理適正化事業**

① **安曇川合同井堰（排砂門）  
安曇川町上古賀地先**

工事概要：鋼製ローラーゲート  
(幅) 3 m × (高さ) 3 m × 3 門 水門施設の塗装補修  
巻上機のオイル交換・補修等

② **青柳幹線用水路  
安曇川町常磐木地先**

工事概要：鉄筋コンクリート三面張水路  
(幅) 1.2 m × (高) 0.7 m 延長 107 m 改修



**平成28年度 県営かんがい排水事業の概要**

	基幹水利施設整備型 安曇川左岸地区	基幹水利施設保全型 安曇川右岸Ⅰ地区	基幹水利施設保全型 安曇川右岸Ⅱ地区	基幹水利施設保全型 安曇川左岸Ⅱ期地区
事業内容	県営左岸幹線用水路改修	県営右岸幹線用水路補修	県営右岸幹線用水路改修	県営左岸幹線用水路改修
事業年度	平成21年度～平成30年度	平成25年度～平成28年度	平成25年度～平成28年度	平成26年度～平成31年度
施工場所	安曇川町上古賀地先	安曇川町長尾地先	安曇川町田中地先	安曇川町上古賀・下古賀地先
全体事業費	796,000,000円	118,000,000円	118,000,000円	660,000,000円
本年度事業費	30,000,000円	45,200,000円	51,000,000円	30,000,000円
改良区負担金	3,000,000円	4,520,000円	5,100,000円	3,000,000円
本年度施工内容	用水路工 附帯工 用地補償 測量試験	幹線用水路工 借地補償	幹線用水路工 用地補償	用地補償 測量試験

## こんなときは、届出が必要です。

◎農地の **売買・贈与・賃借・交換** などをしたとき  
 ◎農業者年金受給のため **経営移譲** したとき  
 ◎生前贈与または、組合員死亡により **名義変更** したとき  
 ◎組合員の **住所を変更** したとき

このように組合員様の変更があるときは  
**『組合員資格得喪通知書』** (耕作権移転届)  
 を提出して下さい

◎田を **宅地等に転用** したとき  
 ◎田を **公共事業用地として転用** したとき  
 (道路・公園・河川等)  
 ◎田を **畑に転用** したとき (地区除外申請)

このように田がなくなるときは  
**『農地転用等の通知および意見書交付願  
 ・地区除外申請書』**  
 を提出して下さい

- ※ 各種届出用紙が必要な場合やご不明な点がある方は、土地改良区までお気軽にお電話下さい。(電話 0740-33-0009)  
 ※ 農地転用等の通知および意見書交付願は、高島市農業委員会にてお受け取り下さい。  
 ※ 資格の異動(名義変更)や農地転用(地区除外)の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

**届出のない場合は、売買・賃貸・転用などがあっても台帳の変更はされません。  
 賦課金は、そのまま賦課されますので、ご注意下さい。【提出期限：2月末日】**

## 決済金について

平成28年度決済金単価 1㎡当り 201円

### 農地転用(地区除外)した面積に応じ、決済金がかかります。

土地改良区受益地内の土地を除外(資格の喪失)する場合は、土地改良法第42条の規定により、「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とされています。

#### ◇ 決済金とは・・・

土地改良区施設の維持管理費は組合員の皆様からいただいている賦課金(組合費)でまかなっているため、転用等により面積が減ると、残った農地(組合員)がその負担を負うことになります。維持管理費の増大と面積の減少により残った農地への負担が過重にならないよう、負担の公平を図るため農地転用等により土地改良区から除外する際には決済金を納めていただいております。公共事業等で買収された場合も、同様に決済金が発生いたします。

### 青地農地の転用について

青地農地の転用においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過した土地」でなければ転用できないこととなっています。

安曇川沿岸地区の合同井堰水門工事が、去る平成27年3月末日に完成したことにより、安曇川沿岸地区の受益地内にある青地農地については転用が出来ない可能性がありますので、転用を考えておられる方は事前に土地改良区等にご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

**電話 0740 - 33 - 0009**

### 督促手数料について

平成25年度より、賦課金督促状が発布されますと、100円を督促手数料として加算し徴収しています。

賦課金は、納期限内のお支払いをよろしくお願い致します。  
 また、口座自動振替をご契約されていない方には、納め忘れがなく、お支払いの手間もいらない口座自動振替をお願いしております。詳しくは土地改良区まで、お問い合わせ下さい。

※※※ 督促状発布 【前期：6月中旬】 【後期：翌年1月中旬】 ※※※

### ● お願い ●

・公平な配水を実施するため、

**用水のかけ流しは、やめましょう!!**

・かけ流しは、用水不足をまねく原因となりますので、水門、田んぼ水口の適切な管理をお願いいたします。

・刈った草やゴミなどを水路に落とさないで下さい。  
 水路が詰まる原因となります。